注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、早川町役場又は甲府地方法務局鰍沢支局に照会すること。

平成二十九年一月二十七日

法務大臣　金田　勝年

山梨県南巨摩郡早川町大字京ヶ島六百七十六番地

笠井　政重

○法務省告示第五十四号

千葉市花見川区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月二十七日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、花見川区役所又は千葉地方法務局に照会すること。

平成二十九年一月二十七日

法務大臣　金田　勝年

千葉県千葉郡幕張町馬加五百八十四番地

芝山　利八

○外務省告示第三十号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3は、同協定第二十四条6の規定に従い、次のように修正され、同修正は、平成二十八年七月二十九日に効力を生じた。

（平成二十八年八月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十九年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰの日本国の付表3の産品の機関の表の1A群中「九州旅客鉄道株式会社（注a）」及びサービスの機関の表の1A群中「九州旅客鉄道株式会社（注a、注g）」を削る。

○外務省告示第三十一号

キルギス共和国政府は、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の批准書を平成二十八年九月二十六日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同改正は、同条約第二十条2の規程に従い、同日にキルギス共和国について効力を生じた。

（平成二十九年一月五日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十九年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三十二号

スワジランド王国政府は、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書を平成二十八年九月二十八日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同改正は、同条約第二十条2の規程に従い、同日にスワジランド王国について効力を生じた。

（平成二十九年一月五日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十九年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三十三号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3の機関の表は、同協定第十九条の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十八年十一月六日に効力を生じた。

（平成二十八年十一月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十九年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

機関の表

1　A群

1.1　独立行政法人農畜産業振興機構

1.2　中日本高速道路株式会社

1.3　株式会社日本政策投資銀行

1.4　東日本高速道路株式会社

1.5　独立行政法人環境再生保全機構

1.6　独立行政法人農業者年金基金

1.7　独立行政法人奄美群島振興開発基金

1.8　年金積立金管理運用独立行政法人

1.9　阪神高速道路株式会社

1.10　社会保険診療報酬支払基金

1.11　北海道旅客鉄道株式会社（注釈3a及びg）

1.12　本州四国連絡高速道路株式会社

1.13　日本アルコール産業株式会社

1.14　独立行政法人日本芸術文化振興会

1.15　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（注釈3b）

1.16　株式会社国際協力銀行

1.17　中間貯蔵・環境安全事業株式会社

1.18　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1.19　独立行政法人日本貿易振興機構

1.20　株式会社日本政策金融公庫

1.21　地方公共団体金融機構

1.22　独立行政法人国際交流基金

1.23　日本貨物鉄道株式会社（注釈3a及びg）

1.24　独立行政法人住宅金融支援機構

1.25　独立行政法人労働政策研究・研修機構

1.26　独立行政法人国際協力機構

1.27　独立行政法人国際観光振興機構

1.28　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（注釈3c）

1.29　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

1.30　日本郵政公社を承継した機関

1.31　日本中央競馬会

1.32　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注釈3a、d及びe）

1.33　国立研究開発法人科学技術振興機構

1.34　独立行政法人日本学術振興会

1.35　独立行政法人日本スポーツ振興センター

1.36　独立行政法人日本学生支援機構

1.37　日本たばこ産業株式会社（注釈3g）

1.38　独立行政法人水資源機構

1.39　自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人

1.40　首都高速道路株式会社

1.41　小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人

1.42　農林漁業団体職員共済組合

1.43　消防団員等公務災害補償等共済基金

1.44　成田国際空港株式会社

1.45　地方競馬全国協会

1.46　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

1.47　独立行政法人国民生活センター

1.48　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

1.49　日本電信電話株式会社（注釈3f及びg）

1.50　東日本電信電話株式会社（注釈3f及びg）

1.51　西日本電信電話株式会社（注釈3f及びg）

1.52　独立行政法人北方領土問題対策協会

1.53　沖縄振興開発金融公庫

1.54　放送大学学園